

令和元年

上尾市議会 6 月定例会議案

概 要

議 案 名

議案第 3 号	上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例の制定について……………	1
議案第 4 号	上尾市職員倫理条例の制定について……………	2
議案第 5 号	上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 6 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 7 号	上尾市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 8 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 9 号	上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 10 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 11 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 12 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
議案第 13 号	上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	11
議案第 14 号	工事請負契約の締結について……………	12
議案第 15 号	上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議共同設置規約に関する協議について……………	13

<p>議案第 3 号</p> <p>上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例の制定 について</p> <p style="text-align: right;">(環境経済部環境政策課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市と伊奈町で共同で進める広域ごみ処理施設の建設に資するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、附属機関として上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を設置するもの</p>
2 内容	<p>1 機関の共同設置</p> <p>上尾市及び伊奈町が共同で進める広域ごみ処理施設の建設に資するため、市長の附属機関として、上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議（以下「検討会議」という。）を伊奈町と共同して設置する。</p> <p>2 所掌事務</p> <p>検討会議は、広域ごみ処理施設の建設候補地の選定に関する評価基準の制定に関する事項を調査審議する。</p> <p>3 委員の報酬等</p> <p>(1) 委員の報酬の額は、日額 7,000 円を超えない範囲内において、上尾市長及び伊奈町長が協議して定める。</p> <p>(2) 委員の費用弁償の額は、日額 1,000 円を超えない範囲内において、上尾市長及び伊奈町長が協議して定める。</p>
3 施行期日	令和元年 7 月 1 日

議案第4号

上尾市職員倫理条例の制定について

(総務部職員課)

1 提案理由	上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会からの再発防止策の提言を受け、職員の倫理原則を明示し、公益通報制度の見直し及び不当要求行為等に対する組織的対応を目的としたコンプライアンス審査会を設置するもの
2 内容	<p>1 遵守すべき職務に係る倫理原則の明記</p> <p>2 外部委員によるコンプライアンス審査会の設置 外部委員による審査会を設置し、職員のコンプライアンスの推進に係る調査等を実施する。</p> <p>3 職員における組織的なコンプライアンス推進体制の構築 職員により構成される推進委員会を設置し、コンプライアンスの確保に努める。また、職員の倫理保持に資する研修等を実施する。</p> <p>4 不当要求行為等への組織的対応 不当要求があった場合に、その対応手順及び体制について定める。</p> <p>5 特別職の公務員からの働きかけの組織的対応 市長、議員等から市職員に対する、過度な働きかけを防止するための対応手順を定める。</p> <p>6 外部に公益通報窓口を設置 今まで公益通報を行う場合に通報窓口は内部にしかなかったため、外部委員による通報窓口を設置し、公益通報の実効性を高める。</p>
3 施行期日	・第1条から第5条まで及び第22条 令和元年7月1日 ・第6条から第21条まで及び附則第2項 規則で定める日

議案第 5 号

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (選挙管理委員会事務局)

1 提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、国が経費を負担する選挙における当該経費の基準額が改定されたことに準じて、投票管理者、投票立会人等に支給する報酬の額を改定するもの

2 内容 最近における物価の変動などを踏まえ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準が改定されたことに準じて、次に掲げる非常勤特別職の職員に支給する報酬の額(日額)を引き上げる。

(単位：円)

区分	改正前	改正後
投票所の投票管理者	12,600	12,800
期日前投票所の投票管理者	11,100	11,300
開票管理者	10,600	10,800
選挙長	10,600	10,800
投票所の投票立会人	10,700 (5,350)	10,900 (5,450)
期日前投票所の投票立会人	9,500 (4,750)	9,600 (4,800)
開票立会人	8,800	8,900
選挙立会人	8,800	8,900

※ 括弧内の金額は、投票立会人として従事する時間が投票時間の2分の1以内である場合の金額である。

3 施行期日 公布の日

議案第 6 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課)

1 提案理由	地方税法の一部改正に伴い、法人の市民税について法人税割の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の税率の特例に関する規定を改めるもの												
2 内容	<p>1 法人の市民税</p> <p>(1) 法人税割の税率の引下げ 令和元年 10 月 1 日以後に事業年度が始まる課税分から適用する。</p> <table border="1" data-bbox="443 748 1404 960"><thead><tr><th>法人の区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>・資本金 1 億円超の法人等</td><td>12.1%</td><td>8.4%</td></tr><tr><td>・法人税の年税額が 400 万円超の法人等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td>9.7%</td><td>6.0%</td></tr></tbody></table> <p>(2) 大法人に対する申告書の電子提出の義務化 資本金 1 億円超の普通法人等に対して、法人の市民税の電子申告を義務付ける。</p> <p>2 軽自動車税</p> <p>(1) 環境性能割の税率の特例 令和元年 10 月 1 日から導入する環境性能割について、同日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に自家用乗用軽自動車を取得した場合には、税率を 1 % 分軽減する。</p> <p>(2) 種別割の税率に関するグリーン化特例の延長及び見直し 平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、対象となる軽自動車を取得した場合、翌年度分に限り、種別割の税率を軽減する。</p> <p>ア 現行のグリーン化特例を令和 3 年度課税分まで延長 イ 対象となる軽自動車の範囲を「自家用乗用の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車」に限定した上で、特例をさらに令和 5 年度課税分まで延長</p>	法人の区分	改正前	改正後	・資本金 1 億円超の法人等	12.1%	8.4%	・法人税の年税額が 400 万円超の法人等			上記以外の法人等	9.7%	6.0%
法人の区分	改正前	改正後											
・資本金 1 億円超の法人等	12.1%	8.4%											
・法人税の年税額が 400 万円超の法人等													
上記以外の法人等	9.7%	6.0%											
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none">・ 1 の(1)並びに 2 の(1)及び(2)アは、令和元年 10 月 1 日・ 1 の(2)は、令和 2 年 4 月 1 日・ 2 の(2)イは、令和 3 年 4 月 1 日												

<p>議案第 7 号</p> <p>上尾市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について (総務部総務課)</p>	
1 提案理由	工業標準化法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>【工業標準化法が一部改正され、使用する用語が変更になったことによる規定の整理】</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">条例別表備考 1 の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p style="padding-left: 40px;">「<u>日本工業規格</u> A 列 3 番又は A 列 4 番」</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p style="padding-left: 40px;">「<u>日本産業規格</u> A 列 3 番又は A 列 4 番」</p>
3 施行期日	令和元年 7 月 1 日

議案第 8 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築基準法の一部改正に伴い、用途の変更に伴う全体計画の認定等に係る手数料を定めるもの
2 内容	<p>1 既存の事務における許可に係る手数料の見直し</p> <p>用途地域において建築が制限された用途の建築物の建築を特例的に許可する場合に必要とされる手続の一部を省略することが可能となったことに伴い、当該許可の申請に係る手数料の見直しを行う。</p> <p>2 新規事務における許可又は認定に係る手数料の設定</p> <p>新たに行うこととなった次の許可又は認定について、当該許可又は認定の申請に係る手数料を定める。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 防災に係る壁面線の指定により後退した場合の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可(2) 用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定(3) 用途の変更に伴う工事に係る全体計画の変更の認定(4) 興行場等に用途を変更する建築物の使用に係る許可(5) 特別興行場等に用途を変更する建築物の使用に係る許可 <p>3 法改正に伴う規定の整理</p> <p>建築基準法の一部改正に伴い、引用条項が変更になったことによる規定の整理をする。</p>
3 施行期日	公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日のいずれか遅い日

議案第 9 号

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について (都市整備部建築安全課)

1 提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、構造計算適合性判定の実施の申出を伴う申請に係る手数料に新たな消費税相当分を転嫁するもの

2 内容

構造計算適合性判定は、指定構造計算適合性判定機関に委託して実施しているため、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、委託料が増額となることから、増額となる新たな消費税相当分を手数料に転嫁する。

手数料 = 委託料相当額 + 事務手数料 (3, 000 円)

(単位：円)

対象部分の 床面積の合計	計算方法	改定前	改定後
1,000 m ² 以内	ア	171,480	174,600
	イ	118,560	120,700
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	ア	228,720	232,900
	イ	147,720	150,400
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	ア	262,200	267,000
	イ	161,760	164,700
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	ア	346,440	352,800
	イ	204,960	208,700
50,000 m ² 超	ア	636,960	648,700
	イ	347,520	353,900

※ 「計算方法」のア及びイは、以下のものをいう。

ア イ以外の方法により行われるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

議案第10号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校教育部学校保健課）

1 提案理由	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げるもの</p>																																																													
2 内容	<p>1 介護補償の額（月額）を引き上げること。（第7条の2第2項関係）</p> <table border="1" data-bbox="459 712 1362 913"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">常時介護を要する場合</th> <th colspan="2">随時介護を要する場合</th> </tr> <tr> <th>最高限度額</th> <th>最低保障額</th> <th>最高限度額</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>105,290円</td> <td>57,190円</td> <td>52,650円</td> <td>28,600円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>165,150円</td> <td>70,790円</td> <td>82,580円</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げること。（別表関係）</p> <p>【学校医及び学校歯科医の補償基礎額】</p> <table border="1" data-bbox="432 1155 1337 1339"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>6,160円</td> <td>7,923円</td> <td>9,550円</td> <td>10,788円</td> <td>11,633円</td> <td>12,375円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>6,198円</td> <td>7,955円</td> <td>9,580円</td> <td>10,810円</td> <td>11,645円</td> <td>12,388円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【学校薬剤師の補償基礎額】</p> <table border="1" data-bbox="432 1402 1337 1585"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>5,195円</td> <td>6,175円</td> <td>6,860円</td> <td>8,013円</td> <td>8,898円</td> <td>9,360円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>5,225円</td> <td>6,203円</td> <td>6,880円</td> <td>8,028円</td> <td>8,908円</td> <td>9,370円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 規定の整備を行うこと。</p>		常時介護を要する場合		随時介護を要する場合		最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額	改正前	105,290円	57,190円	52,650円	28,600円	改正後	165,150円	70,790円	82,580円	35,400円	経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	改正前	6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円	改正後	6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円	経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	改正前	5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円	改正後	5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円
	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合																																																											
	最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額																																																										
改正前	105,290円	57,190円	52,650円	28,600円																																																										
改正後	165,150円	70,790円	82,580円	35,400円																																																										
経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上																																																								
改正前	6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円																																																								
改正後	6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円																																																								
経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上																																																								
改正前	5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円																																																								
改正後	5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円																																																								
3 施行期日	<p>公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）</p>																																																													

<p>議案第 11 号</p> <p>上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子ども未来部青少年課)</p>	
1 提案理由	<p>厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員に必要な資格基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるもの</p>
2 内容	<p>放課後児童支援員となるために必要な研修について、指定都市の長が行う研修を追加する。</p> <p>条例第 10 条第 3 項の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、<u>都道府県知事</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、<u>都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p>
3 施行期日	<p>公布の日</p>

議案第12号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

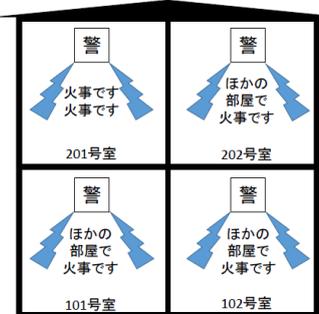
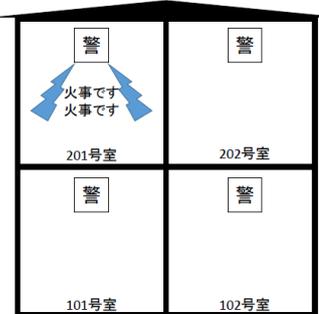
(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に賦課する介護保険料の額を減額するもの																											
2 内容	<p>平成31年度及び令和2年度において低所得者（所得段階が第1段階から第3段階までの者）の保険料率を改正し、保険料を軽減する。</p> <p>介護保険料の額</p> <table border="1" data-bbox="400 893 1418 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階</th> <th colspan="2">改正前(平成30年度)</th> <th colspan="2">改正後(平成31年度及び令和2年度)</th> </tr> <tr> <th>保険料率</th> <th>保険料(年額)</th> <th>保険料率</th> <th>保険料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>基準額×0.45</td> <td>26,400円</td> <td>基準額×0.375</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>基準額×0.67</td> <td>39,300円</td> <td>基準額×0.545</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>基準額×0.75</td> <td>44,000円</td> <td>基準額×0.725</td> <td>42,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改正前の第1段階の者の保険料率は、0.05を軽減した後の割合となっている。</p>				所得段階	改正前(平成30年度)		改正後(平成31年度及び令和2年度)		保険料率	保険料(年額)	保険料率	保険料(年額)	第1段階	基準額×0.45	26,400円	基準額×0.375	22,000円	第2段階	基準額×0.67	39,300円	基準額×0.545	32,000円	第3段階	基準額×0.75	44,000円	基準額×0.725	42,500円
所得段階	改正前(平成30年度)		改正後(平成31年度及び令和2年度)																									
	保険料率	保険料(年額)	保険料率	保険料(年額)																								
第1段階	基準額×0.45	26,400円	基準額×0.375	22,000円																								
第2段階	基準額×0.67	39,300円	基準額×0.545	32,000円																								
第3段階	基準額×0.75	44,000円	基準額×0.725	42,500円																								
3 施行期日	公布の日																											

議案第13号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(消防本部予防課)

<p>1 提案理由</p>	<p>総務省令の改正に伴い、本市の住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を当該総務省令で定める基準と同様のものに改めるほか、工業標準化法の一部改正に伴う所要の改正を行うもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>1 総務省令の改正に伴う住宅用防災機器の設置基準の改定 住宅用防災機器の設置を免除できる場合として、「住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を総務省令に定める技術上の基準に従い、又は当該基準の例により設置したとき」を追加する。</p> <p>※ 特定小規模施設用自動火災報知設備 火災を感知した場合に、連動している全ての感知器が作動し、施設全体に警報音を鳴動させる消防用設備で、延べ床面積が 300 m²未満のカラオケボックス、老人入居施設等に、主に設置されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>特定小規模施設用自動火災報知設備(例)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>住宅用防災警報器(例)</p>  </div> </div> <p>2 工業標準化法の一部改正に伴う所要の改正 【改正前】 「消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するもの」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 「消防長が指定する <u>日本産業規格</u> に適合するもの」</p>
<p>3 施行期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 は、公布の日 ・ 2 は、令和元年 7 月 1 日

議案第14号

工事請負契約の締結について

(総務部総務課)

1 提案理由 本庁舎外壁・防水等改修工事に関する工事請負契約を締結するもの

2 内容 本庁舎のタイル部外壁及び防水材等が経年劣化していることから、剥落や雨漏りの防止等必要な措置を講ずるもの

- 1 契約の目的 本庁舎外壁・防水等改修工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 257,180,000円
- 4 契約の相手方 上尾市緑丘三丁目4番25号
株式会社島村工業 上尾支店

入札記録

入札日時 令和元年5月10日(金)午前8時40分

入札業者		入札額(円)	摘要
1	株式会社島村工業上尾支店	233,800,000	落札
2	千代本興業株式会社	235,200,000	
3	株式会社高橋工務所埼玉支店	238,500,000	
4	守屋八潮建設株式会社上尾支店		辞退
5	株式会社前島建設工業		辞退
6	株式会社山崎工務所		辞退

※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。

<p>議案第15号</p> <p>上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議共同設置規約に関する協議について （環境経済部環境政策課）</p>	
1 提案理由	<p>上尾市と伊奈町が共同して上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を設置することに関し、地方自治法第252条の7第1項の規定により協議により規約を定めるもの</p>
2 内容	<p>1 名称</p> <p>上尾市と伊奈町が共同して設置する会議は、上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議（以下「検討会議」という。）という。</p> <p>2 所掌事務</p> <p>検討会議は、広域ごみ処理施設の建設候補地の選定に関する評価基準の制定に関する事項を調査審議する。</p> <p>3 組織</p> <p>検討会議は、委員12人以内で組織する。</p> <p>4 任期</p> <p>委員の任期は、所掌事務が終了する日までとする。</p> <p>5 負担金</p> <p>検討会議に要する経費に関する負担金の額は、上尾市長及び伊奈町長の協議により定める。</p>
3 施行期日	令和元年7月1日